



発行所
岡垣町役場
責任者
岡垣町長 辻 守 莊
印刷所
有限会社 大和印刷所
電話 (宗像) 2027 番

毎月第三日曜日は

家庭の日

家庭の日とは

家庭は私達の生活の基盤であり、子どもを育てる大切な場です。それで家族みんなが暖かい心をかよわせ合い、明るく楽しい生活の場にすることが必要です。

この意味を再認識し、楽しい家庭づくりに努力するため設けられたのが「家庭の日」です。

岡垣町青少年問題協議会の重点目標は
「家族みんなで話し合
いましょう」です。

県の青少年協で別表のような計画案を作っています。
これを参考に、しっかり家族話し合ってください。

公民館



住民基本台帳法 施行さる

昨年十一月十日から、住民基本台帳法という制度が実施されました。

この住民基本台帳法の施行は配給、国民健康保険、国民年金選挙等の届出が、一つの窓口でできるようにするため、転入や転出など住居の変更に伴う届出の徹底と強化が目的とされています。

このあたらしい住民基本台帳制度のスタートに伴い、昭和四十四年三月三十一日までは、新制度による住民基本台帳の作成を完了しなければなりません。これに先立って住民の「実態調査」を左記要領で実施することになりました。何分にも広範囲にわたる調査ですから各位の御理解と御協力を切にお願い致します。

一、実態調査期間 八月一日から二十日間

二、調査の内容 氏名、生年月日、性別、続柄、本町に住所を定めた年月日、現住所に住所を定めた年月日、本籍及び筆頭者名、健康保険加入状況 (一)、国保加入年月日、(二)、社保加入、(三)、加入していない) 年金加入状況 (一)、国民年金、記号番号、資格取得年月日、強任、(二) 他年金、(三) 加入していないの別) 選挙関係 (登録年月日及び喪失年月日、投票所の番号) 配給籍の有無、職業 (学生は小、中、高、大の別) 勤務先 (学生は学校名及び所在地) 住民登録をしている住所、現在の住所地。米穀配給関係 (生産者、消費者の別、配給を受けている販売店の名)

住民課

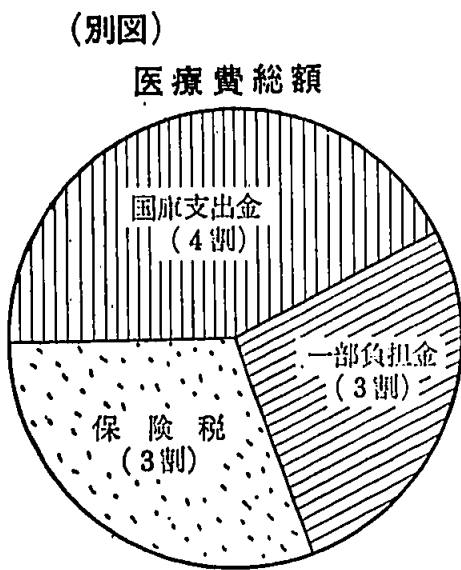
4月	・入学、進学のお祝い。	・交通安全事故防止の話し合い	・大掃除
5月	・子供の将来の夢を聞く	・みどりの野山に出かける	・家族の役割を決める
6月	・時間の守り合い	・食事衛生の話し合い	
7月	・夏休みの計画をみんなで	・水の事故防止	・家の仕事を分担する
8月	・墓参し先祖に感謝を	・夏休みの反省	・海や山に出かける
9月	・年寄りをいたわる	・親と子の読書	・身の整理整頓
10月	・家族そろってスポーツ	・本やテレビで話し合い	・大掃除
11月	・働く人に感謝	・もみじの野山に出かける	・家族音楽会
12月	・1年間の反省	・離れている家族に便り	・事故防止の話し合い
1月	・今年の計画をみんなで	・室内ゲーム	・家や郷土の昔話をす
2月	・健康とレクリエーション	・防火と避難演習	
3月	・卒業・就職のお祝い	・身の整理整頓	・花だん作り

正しい国保の知識

●医療費と保険税

国民健康保険は病気や、けがなどで、経済的負担にみまわれたとき、お互いに助け合うために平素から保険料（税）をだしあい、これに国や町も拠出して医療費を負担するものですが、それを医療費と保険税の立場から分類すると、

医療費総額の四割を国が負担し、三割を一部負担金として医療機関の窓口で患者が支払い、残り三割を保険税で負担する仕組みとなっております。それを図で示すと次のようになります。



●受診にあたり

お互い健康によく注意し、病気がかかるときは次のことに留意しましょう。

- 病気がかかったら早く受診して早くなおしましょう。
- 通院できる状態の人になるべく往診は受けないようにしましょう。
- 夜間の往診料は日中の二倍、三倍になりますので、なるべく日中に受けましょう。
- 医師を信用しましょう。
- 医師の投与する薬のほかに、薬、注射とねだるのは医師を信用しないことで、薬のむだ使いとなりますので、こんなことはやめましょう。

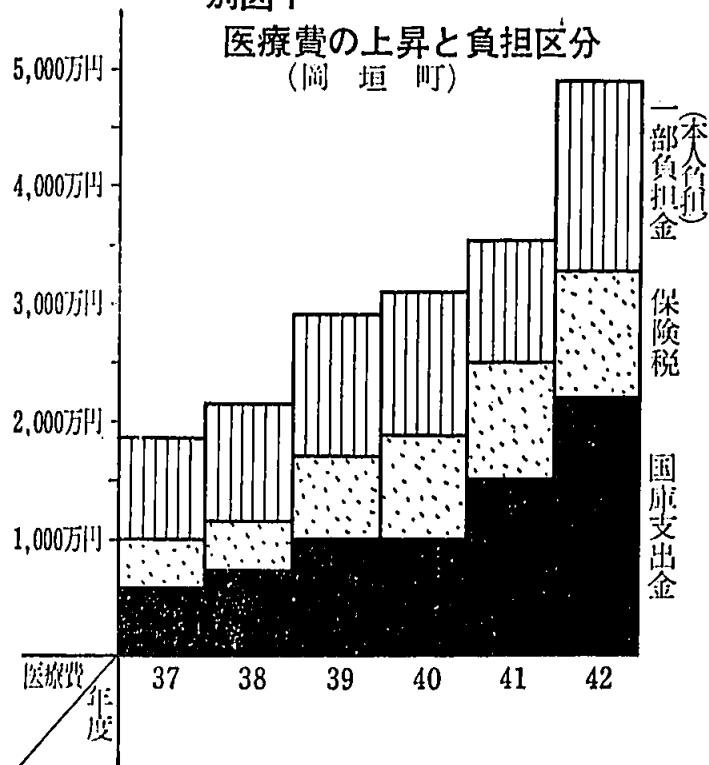
- 歯科と差額徴収。歯科診療では、保険に示された一定基準以上のものを望めばその一部、又はほとんどを自分で負担しなければなりません。これを差額徴収といいます。このような場合には医師と十分に相談し、双方納得の上で診療を受けましょう。

●保険税はなぜ上がる?

それでは保険税はなぜ毎年上がるのだろうか、別図一は岡垣町の過去数年間の医療費と、それぞれの負担区分を表わしたものです、これでわかるようにこの数年間で医療費は二、六倍にもなっております。そして今後ますます増加の傾向にありこれにともない保険税も必然的に値上げされることとなります。

- 岡垣町は今年度保険税の値上げは行っていませんが、このままで行くとすでに相当の赤字が予想され、来年度の保険税値上げは避けられないようです。
- このように医療費の支払いがふえると、結局国保に加入しているみなさん一人一人の肩にその負担がかかってくるようになりますので、今一度むだな医療費は使っていないか十分反省してみる必要があります。

別図1 医療費の上昇と負担区分 (岡垣町)



保険税はどうしてきまるか

◎保険税は七月に確定

七月中旬に保険税納税通知書が配布されます。

これにあたる今年度に納める保険税の年税額が算定のうちわけとともに書いてありますので、計算等に誤りがないか、よく確かめ、もし不審の点があればすぐに係まで申出て下さい。

◎保険税のうちわけ

保険税はその世帯の負担能力及び加入している人員等に応じて課税されます。

- 一、所得割。
- 二、資産割。
- 三、被保険者均等割。

前年中の所得額に百分の二、三をかけた額。

固定資産税額に百分の九をかけた額。

加入している被保険者一人につき八百円。

◎納税義務者は世帯主

保険税の納税義務者は法により、世帯主と定められています。世帯主はたとえ自分自身、国保に加入していても、その

世帯員の保険税は支払わなくてはなりません。

このため、世帯主は届出さえすればその世帯のだれでもよいというわけにはいかず、その定義については、具体的な定めはないが、

- 一、その世帯の生計を主として維持する者。
- 二、社会的にその世帯の主として通常みとめられる者といえます。

◎家族の異動等の

手続はすぐに

家族の中で転出、転入、出生死亡、他の社会保険に加入したもしくは喪失した等異動事由が生じた場合はすぐに被保険者証印鑑を持参の上申出て下さい。

この申出を怠ると、保険税に關係あるばかりでなく、後で医療費の返還をさせられる場合があります。

住民課

岡垣町観光タイトル 「北玄海の旅」放送について

6月19日よりR.K.B毎日放送テレビで、毎週水曜日午後5時30分より5分間、三カ月連続「北玄海の旅」という題で、テレビ放送がなされますので、どうぞ御観覧下さい。

(産業課)

遠賀静光園へ寄贈

東山田 杉本まささん

昭和四十二年十一月二十九日死去(89才)

遺品 三十三点

高陽 中尾キヨエさん

昭和四十三年五月二十日死去(79才)

遺品 五十六点

右両氏遺族より町を通じて老人ホームに遺品の寄贈方依頼がありましたので、六月十四日送付大変感謝されました。

税務だより

(一) 滞納整理強調月間について

昭和四十三年七月一日から七月三十一日までの一カ月間、滞納整理強調月間を実施します。七月十日頃、滞納者に対し、納入催告書により納入通知をし、滞納整理を実施しますので、滞納者は期間内に完納下さい。なお、完納されない納税者に対しては、八月初旬頃に滞納処分を受けることがあります。

自動車取得税が新設されました。

昭和四三年度の税制改正で「自動車取得税」が県税として創設され、本年七月一日から施行されることとなります。

自動車取得税は、「県税」として納付していただきますが、県では、道路目的財源として県内の各市町村に一定の基準によって配分し、県道や市町村道を整備する費用にあてられます。

自動車取得税は、自動車を買った人、もったり（取得）した人に新車でも中古車でも課税されます。また、月賦で買ったときには、買主である使用者に課税されます。

課税される自動車は、「道路運送車輛法」で定められた自動車ですが、ロード・ローラーや耕運機などの大型、小型特殊自動車のように道路を走ることが目的でないものや、二輪車には課税されません。

税額算定の基礎となる額（課税標準額）は、実際に買った価額（取得価額）ですが、もらったものや、いちじるしく安く買ったときは、通常の取引価額で課税されます。

税率は三%で、免税点は十万円です。十万円をこえる車を買った場合に、買った価額の三%の税額を納付していただくことになります。十万円以下の車には課税されません。

納税は、総て陸運事務所に登録または届出をするときに、自

(二) 家屋評価について

新築家屋（昭和四十三年中に新築、築増改築した町内の全家屋）の評価を八月十九日より三十日まで実施予定です。在来家屋（昭和三十八年以前に建築した家屋）については、十月一日より三十日まで実施予定です。対象区は次のとおり。手野区、内浦区、波津区、三吉区、吉木区、上高倉区、高倉区、野間区。なお税務課の評価担当者が調査にいった際は、御協力方お願いします。



自動車税、または軽自動車税申告書とあわせて申告し、申告した税額に相当する自動車税証紙によって納付していただくこととなります。

国や地方公共団体（地方公営企業）の用に供する自動車については、水道、工業用水道事業用以外は課税されません。の自動車の取得、相続や法人の合併などによる自動車の取得などには自動車取得税は課税されません。自動車取得税について、ご不明の点は、もよりの財務事務所か県の税務課にお問合せください。

7 月中国税関係行事

- 7月 5 15 25日 税の相談日
- 7月 31日 5月決算法人の確定申告と納期限
- 7月 31日 11月決算法人の中間申告と納期限
- 7月 15日 所得税第一期分予定納税減額申請期限
- 7月 31日 所得税第一期分納期限

2. 「入場券の半券は受け取りましょう」

映画、演劇、音楽、スポーツなどの催しものの入場料には、10%の入場税が含まれています。この入場税については、確実に課税が行なわれるように入場券の官給制度が原則としてとられています。そこで観覧者が入場の際、この入場券の半片を受け取ることによって税金を負担したことになりますので、入場券の半片の受け取りは必ず励行して下さい。

3. 税務署の所在地標示の変更

43年6月1日より住居表示制度の実施に伴って、若松税務署の所在地の名称が「若松区白山一丁目2番3号」と変更になります。

子供を水の事故から守ろう

ことしもいよいよ6月に入り、こどもたちの水遊びの多くなる季節となりました。毎年のことながら、夏季にはたくさんの子供たちが堀や川に転落して尊い命を失なっています。昨年中福岡県では90人の少年が水死しており、こんな悲惨なことはありません。みんなで次のことに注意して、こどもたちを水の事故から守りましょう。

1. 幼児から目をはなさないようにしましょう。
2. あぶない池や川、用水堀には危険標識をたてましょう。
3. 防火用水槽、井戸等にはフタやサクをつくりましょう。
4. あぶない場所で遊んでいるのを見かけたら人の子どもでも遠慮なく注意してやりましょう。

参議院議員通常選挙について

次のとおり参議院議員通常選挙の投票日になっておりますので、有権者は、棄権されないよう、早めに投票して下さい。

記

一、投票日 七月七日
午前七時から午後六時まで。

二、有権者 (六月二十日現在)

第一投票区 男一〇八六八
(吉木校区) 女二二八九人

		第二投票区		第三投票区		第四投票区		計	
		(内浦校区)		(山田校区)		(戸切校区)			
		男	六三一人	男	二二二三人	男	四七七八人	男	三三三五人
		女	七六八八人	女	二五五五人	女	六〇〇人	女	一三三九人
		計	一三三九人	計	二二二三人	計	四七七八人	計	三三三五人
		男	六三一人	男	二二二三人	男	四七七八人	男	三三三五人
		女	七六八八人	女	二五五五人	女	六〇〇人	女	一三三九人
		計	一三三九人	計	二二二三人	計	四七七八人	計	三三三五人

合 計 男 四、五四〇人
女 五、二七八人
計 九、八一八人

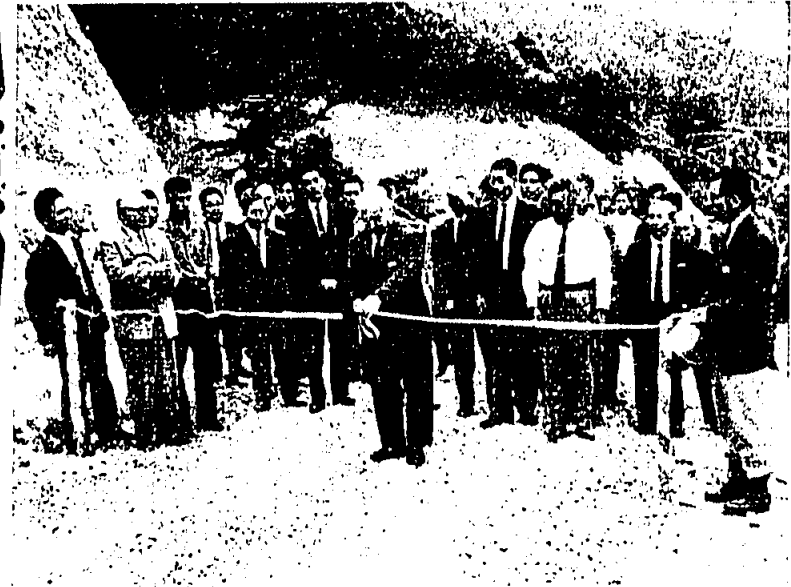
湯川線林道開通す

昭和四十年より工事を着手した湯川線（湯川―内浦間）林道開設工事は、四十年、四十一年、四十二年の三カ年間継続工事で施工した。

本林道の開通が岡垣町の産業経済の発展に及ぼす影響の重大さを考え、幾多の困難を克服して、一路完成へと邁進した。幸にして官民の力強い協力により、予定通り竣工したことに

ものではなく、問題はむしろ今後で、例えば支線の開発は勿論、道路維持、その他残された問題は多い。とは言っても、本町面積の半分を占める山林の開発を思う時、どのような困難に逢うとも、林道の確保、維持については努力をおしんではなら

感謝に耐えません。これより先、森林の撫育、林産物の搬出をはじめ、その他、いろいろの経済効果の上昇は期して待つべきものがあります。しかし乍ら、本線は開通したといっても手放して喜べる



郵便物には郵便番号を！

七月一日から、みなさんの差し出される郵便物には、あて先の住所、氏名といっしょに、その地域の郵便番号を書いていただくことになりました。

これは、年々増加する郵便物をスムーズに処理し、「早く届く」郵便にしようとするものです。

「郵便番号を書いていただく」と、いろいろな効果があります。「そのうちの主なものは、郵便物の区分け作業の能率が上がり、処理要員の増加をおさえ、郵便料の値上げを抑制することができ、迷子の郵便物が少くなり、また、早くあて先に着くようになります。」

「郵便番号の書き方」は、てがみや、はがきなどは、あらかじめ印刷されている赤わくに書き入れてください。

三けたの郵便番号は、左側から三つ目までの大きいわくに、また、子番号は、右側の小さいわ

くに書きます。したがって、子番号のない地域あてのものは、右側の小さいわくには何も書きません。

筆記具は、ペン、万年筆、ボールペンなど、ふつう郵便物のあて名を書く用具で結構ですが「色」は、黒か青で、ていねいな字で、わくいっばいに書いてください。かすれた字、まぎらわしい字は、まちがいのものになります。

「赤わくのない封筒や、はがきを利用される場合」は、郵便局や、切手売りさばき所に赤わく印を準備しておりますから利用してください。

「定形外郵便物や、小包、帯封などの場合」は、赤わくは不要ですが、郵便番号を郵便物の表面上部にアラビア数字で大きく、見やすく書いてください。

「ご自分の住所にも郵便番号を書いてください。相手の人が返事を書くとき、郵便番号簿

ない。
尚三カ年間の事業の概要は次の通り。

湯川線 林道開設

年度	工事延長 m	工事費 円	補助金	
			国費 円	県費 円
S 40年度	919	8.390.000	4.195.000	1.498.400
S 41年度	1.190	10.434.000	5.219.000	1.399.500
S 42年度	970	15.122.000	10.445.000	—
合計	3.079	33.946.000	19.859.000	2.897.900

をみる手間はがけ親切になります。

「郵便番号の調べ方」は、みなさんのご家庭に配布の郵便番号簿（家庭版）にのっていない地域は、郵便局か切手売さばき所に郵便番号をおたずねください。

社会福祉協議会へ

香典返しとして寄附

吉木故麻生ツネ子殿（三三才）
昭和四三年四月一二日死亡
麻生一行殿より寄附

上海老津、故古岡熊夫殿（七一才）
昭和四三年四月一六日死亡
古岡博殿より寄附

内浦故梶原春雄殿（六五才）
昭和四三年五月一一日死亡
梶原禎太郎殿より寄附

新海老津故上田元市殿（六五才）
昭和四三年三月一六日死亡
上田敏幸殿より寄附

海老津故石川タマ殿（七三才）
昭和四三年五月一四日死亡
石川勲一殿より寄附

戸切故石田太三殿（六四才）

昭和四三年四月二〇日死亡
石田キヌ子殿より寄附

戸切故花田タメ殿（七六才）
昭和四三年五月二七日死亡
花田実殿より寄附

山田故秋武弥八郎殿（八八才）
昭和四三年五月二〇日死亡
秋武勲殿より寄附

高倉故早川ミツヨ殿（四六才）
昭和四三年五月二九日死亡
早川房丸殿より寄附

内浦故竹井栄殿（七二才）
昭和四三年五月二九日死亡
竹井萬右衛門殿より寄附

高陽故中尾キヨエ殿（七九才）
昭和四三年五月二〇日死亡
鶴田亀喜殿より寄附

海老津松田新七殿（六二才）
昭和四三年六月四日死亡
松田義男殿より寄附

高倉故合原賢一殿（五〇才）
昭和四三年六月九日死亡
合原賢二殿より寄附

社会福祉協議会と老人クラブ寿会へ香典返しとして寄附

戸切故石田ロク殿（九一才）
昭和四三年四月一一日死亡
石田登殿より寄附

西黒山故平井ハツエ殿（八二才）
昭和四三年五月三日死亡
平井直敏殿より寄附

東黒山故梅野スエ殿（六六才）
昭和四三年五月一二日死亡
梅野繁雄殿より寄附

老人クラブ寿会へ、香典返しとして寄附。

上高倉故苑田マサ子殿（八五才）
昭和四三年五月六日死亡
苑田政彦殿より寄附



議会だより

第四回臨時町議会は五月二四日午前九時三〇分、岡垣町議会議事堂に招集され、会期は一日と決定、次の議案が可決された。

議案第三三三号

専決処分の承認を求めることについて。

処分事項

昭和四一年災農地災害復旧工事の受益者負担について。

〇満場一致で原案可決。

議案第三四号

専決処分の承認を求めることについて。

処分事項

昭和四二年度岡垣町一般会計補正予算(第五号)

地方債の追加決定による。

〇満場一致で原案可決。

議案第三五号

芦屋町ほか、三カ町環境衛生施設組合規約制定について

提案理由

この組合は芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、の四カ町で組織し、次の事項を共同処理する。

1. ごみ処理に關すること。

2. 火葬場に關すること。

〇満場一致で原案可決。

議案第三六号

寄附の受入れについて。

1. 寄附月日

昭和四二年九月一八日(寄附金)

昭和四三年三月一三日(寄附物件)

2. 寄附者の住所、氏名。

山田小学校プール建設委員会

3. 寄附金額。

一、九八〇、六四〇円

4. 寄附物件。

鉄製扉、その他一一件

総換算価格九八八、〇〇〇円

〇満場一致で原案可決。

議案第三七号

専決処分の承認を求めることについて。

処分事項

昭和四二年度岡垣町特別会計国民健康保険補正予算(第三号)

三月分医療費の急増による。

〇満場一致で原案可決。

(午前一一時五〇分閉会)

—東海老津商工会の快挙—

無料駐車場



有山病院下の町有地六百坪を区が借りたので、東海老津商工会では「無料駐車場設置委員会」を作り、松本速人、安部晃、秋武勇、大和丑太郎、麻生清茂、大森福五郎の各氏が委員として骨折り、太陽フードセンターや松本速人氏の大口寄附、並びに区や商工会員の寄附、真砂商会のブルでの協力で、写真のような立派な駐車場が出来ました。三十数万円をつぎこみ、管理者は東海老津商工会だが、無料のため、破損、盗難の責任はもちません。大いに御利用下さい。

1. 運転者の皆さんへ

〇路肩に乗り入れると転落事故の危険があるので、路肩をさけるようにしましょう。積荷があるときは特に注意しましょう。

〇雨の降りはじめや、小雨のときの舗装道路は、ほこりや、油でクロイド状になっているため、スリップし、停止距離が長くなるので、速度を落とし車間距離は晴天時の一、五倍以上とるようにしましょう。

〇雨降りの高速運転は、タイヤと路面の間に水膜ができ、スリップし、ハンドルや、ブレーキがきかないので、絶対に高速運転しないようにしましょう。

〇水たまり、ぬかるみ、凹凸のある道路は、ハンドルをとられたり、すべり易いので減速して慎重に走行しましょう。

〇濡れた路面電車のレールの上を走らないようにしましょう。レールを横切る時は、深い角度で横切るようにしましょう。

〇雨の中や、冠水した道路を通った後は、ブレーキドラムに水が入り、ブレーキの性能が悪くなるので、必ずテストして、きき具合を点検するようにしましょう。

〇ウインドワイパーをよく整備

し、常に完全な状態にしておきましょう。

〇雨の日は、ワイパーでふく部分以外はガラスが曇り、視界が悪くなるので、特に前方を注意して運転しましょう。

〇速度を下げずに曲ったり、急ハンドルを切ったりすると、横すべり、横転の危険があるので、特に注意しましょう。

〇積み過ぎや、重心の高くなるような積み方をしないようにしましょう。

〇歩行者や、自転車とのそばを通るときは、間隔を充分にとり接触による転倒事故の防止を図りましょう。

2. 二輪車の皆さんへ

〇雨が強ければ強いほど、スピードを出し、下向き運転となり、追突事故等を起こすおそれがあるので、速度を下げ、慎重に運転しましょう。

〇雨衣の頭巾や、眼鏡の曇りで視野が狭くなるので、速度を落とし、前方をよく見るようにしましょう。特に右左折するときは安全運転を励行しましょう。

3. 歩行者の皆さんへ

〇雨衣や傘で見とおしが悪くな

るので、正しい歩行と横断を励行しましょう。

〇雨の日は視界が悪い上、ブレーキがききにくいので、必ず横断旗や手をあげ、車が止るのをたしかめてから渡りましょう。

〇少し遠道になっても横断歩道や、横断橋、信号交差点で横断しましょう。

岡垣の歴史

講演会案内

郷土の歴史と伝統を尊重し、自然と文化を愛し、誇りと自信をもって生活することは、若い人にも年輩者にも大切なことです。

それで、岡垣町の歴史を中心に、基本的な、よもやま話の講演会を催します。家庭の日、青少年にきかせる題材としても好適と思います。多数参加下さい。

記

一、日時 七月十日

午前九時より

二、場所 岡垣町役場

三、講師 八幡高等学校

校教諭

小川久雄先生

小中学校の校舎、校庭を使う場合は、みんな次の事項をしっかりと守って下さい。

小中学校校舎校庭使用心得

学校は、皆さんの税金で建てた公共物で、小中学生の大事な教育の場です。それで学校ではその管理に留意し、環境の整備に力を尽しています。その上、先生が教育に専念するため、日直も宿直も廃止になりましたので、原則として、学校敷地内にみだりに立ち入ることを禁止します。

現場に出、責任のとれる人がおる場合。

二、借用責任者は、全責をもつて下さい。

三、使用当日は、使用責任者は始めと終りを用務員さんに届けて下さい。

四、火災予防には万全を期して下さい。

五、小学校校庭でのスパイクは使用禁止。

六、体育倉庫等、借用していないものには、絶対手を触れないようにして下さい。

七、校舎等を損傷した場合は、必ず届け出て、それ相当の弁償をして下さい。

八、使用責任者は、選手以外の付添、応援者にも気を配って下さい。

九、「来た時よりも美しく」整理して帰って下さい。

十、前記心得に反した場合は、今後の使用を断ります。

記

一、校舎、校庭を借る場合は、借用責任者は、三、四日前に書類で届け、学校を通じて教育委員会の許可をうけて下さい。

※許可条件

イ、学校に行事のない場合。

ロ、借用責任者（区の人が使用する場合は、区長か体育委員）と、使用責任者（使用当日

お日待の由来

戸 切 区

昔の年貢（今の税金）とりたては非常に苛酷だった。島門村今古賀に武士と百姓が立ち合い稲の立毛を検見していた。ところが、納屋から煙が出ていた。検田使は「火事だ、早く行って消せ」と、おっとり刀で駆けつけ、煙の出ている納屋を明けてびっくり。

今では当番をきめ、家でやっているが、神官が来て夜十二時の勤め、朝の勤行があり、宵と朝までは精進料理で、こんなにやくにこししょう味噌をぬった田楽や、とうふにこししょうをかけた料理等、昼やと座あけとなる。

戸切石田恵吉氏資料提供。その裏付けに遠賀郡誌には、寛文三年（一六六三年、三〇五年前）凶作で黒田侯に免祖を願い出た。それで検田使が来て、田を検見する。ところが畑の中に稲株があるのを見つけ、検田使は大変怒って区長を叱りつけた。柴田次左衛門、林惣右衛門が「区長は未だ年少ですから、不肖私共二人が組頭役として後見している。すべての指示は二

納屋の中には青田が刈って積み上げてあるので、稲がやけて煙を出している。年貢が高いので少しでも軽くしようと、皆ではかってやったことだが、それが検田使に見つかってしまった。六人が犠牲にたち、断罪に処せられた。

それで隣の戸切では「こんなことがあっては大変だ、戸切が三軒になるまで証拠山（証拠山↓旧藩時代は山は殆んど国のもので証拠山だけは願えば切られ

人で出し、責任は私共にある。元来本村は沼地を開拓したところだから、田という名の所は概ね泥沼で苗代田にはならないから畑を苗代田にして田植えしている。どうか御寛容下さい」と検田使は怒って帰る。二人は追っかけ、宗像郡の赤間まで追いつき、百方おわびする。検田使「もし検田を完了させたいと思うなら、お前達二人の命をとらねばならないが、どうか」二人



は「命令通り致ししょう。が私共にも考えがあります。出来ますなら藩庁に申し出て、その指図をまち、その後刑は受けましょう」と、

検田使はきかず、処刑する。寛文三年十一月十四日だった。直後指令がきた「畑でも田圃同様稲を植えて差し支えない」と、二人が刑につく時、村民はこぞって悲しみ、永久に祭を絶さないことを誓った。それで毎年七月七日、地主農民が集まって宝樹庵で祭をしている。現在その前に記念碑も立っている。

資料提供長畑菊丸氏

夏季球技予告

公民館対抗卓球大会は、七月十四日、午前八時半から岡中で。

公民館対抗野球大会は、七月二八日、八月四日、全十一日に、少年野球は、八月一、二、三日に行ないます。

ちなみに月待、

日待について

月待のマチはマツリのこと。分りやすくいうと月祭。

当日は主人が斎戒沐浴して、暮から朝まで寝らず、親戚、友人が集まって雑遊する。

日待は正、五、九月の吉日が選ばれる。日待は月待に対して太陽神信仰のなごりがあり、「日本歳時記」に「日

注意！

待とは天照大神を拝するなり、月待とは月読尊を拝するよしといへり」とある。

さぎ師に
気をつけましよう
日本国際見本市振興
会と称する団体の
活動について

最近、標記の「日本国際見本市振興会」又は「日本国際見本市振興会事務局」と称する団体が全国商工業認証制度、または、優良業者選定登録制度なるものを設けて、各地の中小企業者等から、登録手続等の費用を集めています。同団体は通商産業省とは全く関係がなく、その事業活動についても疑問とする点が多く、被害をこうむっている企業も多いそうです。充分注意して下さい。若しそのような事があれば、警察署、又は役場産業課宛至急おしらせ下さい。

産業課

自衛官募集

陸上自衛隊員
海上自衛隊員
航空自衛隊員
毎日受付岡垣町役場
総務課